

# 完了の手続フロー

※工区完了・一部完了含む

移管・帰属（寄附）の手続

## 完了届の提出

※完了する内容によって提出する書類が違います。事前に打合せが必要です。

1	都市計画法（公共施設）	4	都市計画法非該当又は完了済 条例一部完了（条例一部使用許可）
2	都市計画法完了 条例完了	5	都市計画法非該当又は完了済 条例完了
3	都市計画法完了 条例一部完了（条例一部使用許可）		

開発審査室（開発条例担当・  
開発許可担当）より関係各課  
へ検査依頼。検査図書送付。  
（標準処理期間7日）

検査実施（検査対象課は様式協議の中で指示有）

開発  
条例  
担当

開発  
許可  
担当

公園  
みどり室

総務  
交通室

管路  
保全室

消防本部  
警防  
救急室

環境  
保全  
指導課

事業課

市民  
自治  
推進室

検査実施後、関係各課で決裁。決裁完了後に完了通知。

開発審査室取りまとめ

最終決裁期間（標準7日）

検査済証の交付